

前期高齢者関係スケジュール（案）

年度	月	国	支払基金	保険者
19	4	新算定省令等の公布		
	5			← 加入者数等の報告(18'前期高齢者数・前期財政調整対象給付費)
	6			
	7			
	8			
	9			
	10			
	11		過大・過小の申請勧奨	→
				← 過大・過小の申請
	12	20'前期財政調整の算定に用いる諸率を提示		→
	1			
	2	政令等の公布		
	3			
20	4		20'概算・18'精算賦課決定	→ 毎月、翌月5日までに納付
	5			← 加入者数等の報告(19'前期高齢者数)
	6			← 20'給付費の報告(毎月、翌々月の15日まで)
	7			
	8			
	9			← 加入者数等の報告(20'4-7加入者・前期高齢者数)
	10			
	11		過大・過小の申請勧奨	→
				← 過大・過小の申請
	12	21'前期財政調整の算定に用いる諸率を提示		→
	1			
	2	政令等の公布		
	3			
21	4		21'概算・19'精算賦課決定	→ 毎月、翌月5日までに納付
	5			← 加入者数等の報告(20'加入者・前期高齢者数)
	6			← 21'給付費の報告(毎月、翌々月の15日まで)
	7			
	8			← 加入者数等の報告(20'法定給付費)
	9			
	10			
	11		過大・過小の申請勧奨	→
				← 過大・過小の申請
	12	22'前期財政調整の算定に用いる諸率を提示		→
	1			
	2	政令等の公布		
	3			
22	4		22'概算・20'精算賦課決定	→ 毎月、翌月5日までに納付

※ 現行の老人保健法に基づく報告については、平成22年度まで従来通り、報告するものとする。

後期高齢者医療関係スケジュール（案）

年度	月	国	支払基金	広域連合(市町村)	保険者
19	4	新算定省令等の公布			
	5				
	6				
	7				
	8				
	9				
	10				
	11		過大・過小の申請勧奨	→	過大・過小の申請
	12	20'後期高齢者支援金の算定に用いる諸率を提示		→	
	1				
	2	政令等の公布			
	3				
20	4		20'概算・18'精算賦課決定		→ 毎月、翌月5日までに納付
	5			← 20'給付費の報告(毎月、翌々月の15日まで)	
	6				
	7				
	8				
	9				
	10				
	11		過大・過小の申請勧奨	→	過大・過小の申請
	12	21'後期高齢者支援金の算定に用いる諸率を提示		→	
	1				
	2	政令等の公布			
	3				
21	4		21'概算・19'精算賦課決定		→ 毎月、翌月5日までに納付
	5			← 21'給付費の報告(毎月、翌々月の15日まで)	加入者数等の報告 (20'加入者数、特定 検診等の実施状況)
	6				
	7				
	8				
	9				
	10				
	11		過大・過小の申請勧奨	→	過大・過小の申請
	12	22'後期高齢者支援金の算定に用いる諸率を提示		→	
	1				
	2	政令等の公布			
	3				
22	4		22'概算・20'精算賦課決定		→ 毎月、翌月5日までに納付

※ 現行の老人保健法に基づく報告については、平成22年度まで従来通り、報告するものとする。

前期財政調整・後期高齢者支援金の事務処理のフローイメージ案

前期財政調整

保険者

- ・前期財政調整対象給付費
(翌々月15日迄)
- ・法定給付費(9/1迄)
- ・前期高齢者数(6/1迄)
- ・加入者数(6/1迄)

支払基金

年間実績
を集計

前期高齢者
納付金額・
交付金額を決定

① 加入者数等の報告

② 過大・過小の申請(11月)

③ 賦課・交付決定(4月)

後期高齢者医療

広域連合

- ・給付費(翌々月15日迄)
〔療養の給付に要する費用、
特定費用〕

年間実績
を集計

後期高齢者
支援金額・
交付金額を決定

①' 加入者数の報告

②' 過大・過小の申請(11月)

①' 給付費等の報告

③' 賦課・交付決定(4月)

※前期高齢者納付金額、後期高齢者支援金額については、各月に均等に分けて、毎月5日までに納付するものとする。

**平成 1 8 年度補正予算及び平成 1 9 年度
予算関係について**

平成19年度予算(案)高齢者医療制度関連経費の概要

事 項	平成18年度 予 算 額	平成19年度 予 算 (案) 額	対 前 年 度 比 較 増 ▲ 減 額	摘 要
(項)老人医療・介護保険給付諸費	千円	千円	千円	
(目)後期高齢者医療制度関係業務準備事業費補助金	—	2,610,443	2,610,443	(国保中央会・国保連合会向け) ・特別高額医療費共同事業システム開発 0.2億円 ・後期高齢者医療診療報酬レセプト電算処理システム開発 10.0億円 ・後期高齢者医療診療報酬請求支払システム開発 5.0億円 ・広域連合電算処理システム運用支援 4.0億円 ・老人保健データ移行経費 4.4億円 (国保組合向け) ・保険料徴収システム開発 2.5億円
(目)老人医療費適正化推進費補助金	4,261,804	3,438,149	▲ 823,655	(うち、高齢者医療制度関連経費(広域連合向け)) ・広域連合サーバーールーム構築・ネットワーク設定等 5.5億円 ・広域連合電算処理システム(カスタマイズ) 4.1億円

〈参考:平成18年度補正予算の概要〉

事 項	平成18年度 予 算 額	平成18年度補正 予 算 額	比 較 増 ▲ 減 額	摘 要
(項)老人医療・介護保険給付諸費	千円	千円	千円	
(目)後期高齢者医療制度創設準備事業費補助金	—	14,616,300	14,616,300	(市町村・市町村国保保険者向け) ・住基情報等提供システム開発 24.1億円 ・後期高齢者医療制度保険料徴収システム開発 67.3億円 ・保険料徴収システム開発 27.4億円 ・医療制度改革に伴う市町村国保保険者システム改修 27.4億円
(目)後期高齢者医療制度関係業務準備事業費補助金	—	4,781,240	4,781,240	(国保中央会向け) ・特別徴収分割・集約システム開発 4.8億円 ・医療制度改革に伴う新共電・共電システム修正 7.5億円 ・特定健診等データ管理システム開発 35.5億円

事 務 連 絡

平成19年1月19日

都道府県民生主管部（局）

国民健康保険主管課

老人医療主管課

担当者 殿

厚生労働省保険局

高齢者医療制度施行準備室財政係長

国民健康保険課財政1係長

平成18年度補正予算政府案で計上された

「後期高齢者医療制度創設準備事業費補助金」について

標記については、昨年末、閣議決定され、今後、開催される第166回通常国会において審議される予定ですが、各市町村（特別区含む。以下同じ。）における補正予算編成作業等の参考としていただくため、現時点における補助基準等の案を別添のとおり、送付いたしますので、貴都道府県下市町村への周知方よろしくお願いいたします。

なお、当該予算については、国の予算として繰越明許費の要求をしておりますが、各市町村においては、システム開発期間を鑑み、できるだけ前倒しする対応をお願いいたします。

また、交付要綱案等については、適宜お示しすることとしておりますが、今回の資料については、今後内容が変更されることもありますので、ご留意願います。

厚生労働省保険局高齢者医療制度施行準備室

代表) 03-5253-1111

担当：別添1) 加藤（内線3229）

別添2) 半間（内線3196）

別添3) 中村（内線3230）

国民健康保険課 担当：国保部分) 高市（内線3256）

補助金の交付基準等について（案）

1 補助金の名称

（項）老人医療・介護保険給付諸費

（目）後期高齢者医療制度創設準備事業費補助金

2 対象となるシステム開発及び予算（案）額

- | | |
|--------------------------------|--------|
| （1）住基情報等提供システム開発（別添3の1） | 24.1億円 |
| （2）後期高齢者医療制度保険料徴収システム開発（別添3の2） | 67.3億円 |
| （3）市町村国保保険者システム改修（別添3の3及び4） | 54.8億円 |

3 対象システムの概要

別添3参照

4 交付の対象

前記2の(1)及び(2)のシステム開発を実施する市町村（特別区含む。）並びに同(3)のシステム開発を実施する市町村国保保険者（一部事務組合及び広域連合にて実施する場合は、当該団体を交付の対象とします。）

5 補助の対象範囲

- （1）委託料（外部業者に開発を実施させる場合）
- （2）負担金（一部事務組合、広域連合において共同開発する場合の負担金）
- （3）その他、自庁開発を行う場合等の賃金、旅費、需用費、役務費、備品購入費等

6 補助基準額

- （1）住基情報等提供システム及び後期高齢者医療制度保険料徴収システムの開発に係る補助基準額（両システムの合計額）

① 基本額及び加算額の合計額を基準額とする。

ただし、基準額の上限を80,000千円とする。

② 基本額を6,200千円とする。

③ 各市町村の平成18年12月時点の人口（外国人登録者を含む。）に加算単価を乗じて得た額を加算額とする。

加算単価は、以下のとおり

- | | |
|--------------------|-----|
| ・ 1万人までの部分 | 90円 |
| ・ 1万人を超え10万人までの部分 | 63円 |
| ・ 10万人を超え30万人までの部分 | 45円 |
| ・ 30万人を超える部分 | 36円 |

<基準額計算の例>

*人口35万人の市の場合

基本額 : 6,200千円

加算額 : 17,370千円

10,000人	×	90円
90,000人	×	63円
200,000人	×	45円
50,000人	×	36円
の計		

合 計 : 6,200千円 + 17,370千円 = 23,570千円

(2) 市町村国保保険者システム改修に係る基準額

被保険者数 2万人未満の保険者	2,500 千円
〃 2万人以上 5万人未満の保険者	3,000 千円
〃 5万人以上10万人未満 〃	4,500 千円
〃 10万人以上20万人未満 〃	6,000 千円
〃 20万人以上30万人未満 〃	7,500 千円※1
〃 30万人以上の保険者	15,000 千円※2

※1、20万人を超える被保険者数に単価90円を乗じた額に6,000千円を加算した額と、基準額の7,500千円を比較して高い額。

※2、30万人を超える被保険者数に単価15円を乗じた額を加算。

ただし、上限額を20,000千円とする。

7 交付額の算定方法

前記6の(1)については、基準額と実支出額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とします。

前記6の(2)については、基準額と実支出額とを比較して少ない方の額を交付額とします。

8 補助金交付申請の手続方法

交付要綱等正式な通知は、補正予算成立後になりますが、申請様式等の案及び留意事項等については、事前にお示しする予定です。

なお、交付申請書については、前記6の(1)に係るものと(2)に係るものとを別々に提出していただくこととしており、その際の窓口は、(1)については老人医療企画室、(2)については国民健康保険課とする予定です。

住基情報等提供システム及び後期高齢者医療制度保険料徴収システム開発に係る補助基準額

<設定の考え方>

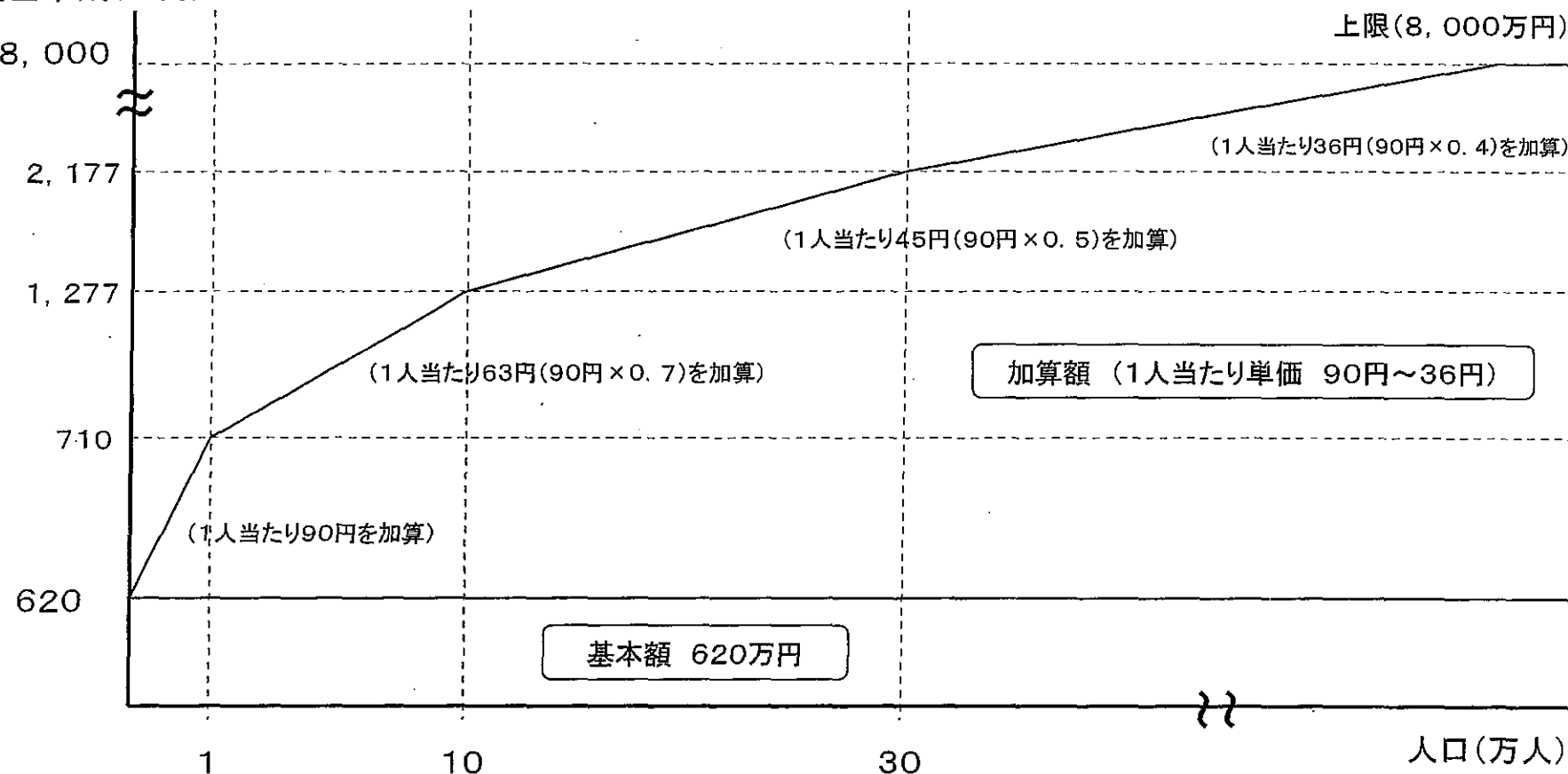
○ 人口規模区分に応じた経費の見積額を複数の業者(3社)からとり、その平均額に0.5(注)を乗じた額を勘案し、補助基準額を設定。

(注) 市町村の個別事情について最も複雑な事例を前提とした最高額を提示した業者が含まれていること、業者の希望価格であり入札減・値引き等を考慮する必要があること等を考慮し、設定。

⇒ 補助基準額の1/2を国庫補助(残りの1/2については地方交付税措置が講じられる。)

補助基準額(万円)

-40-



市町村国保保険者システム改修経費に係る交付基準額

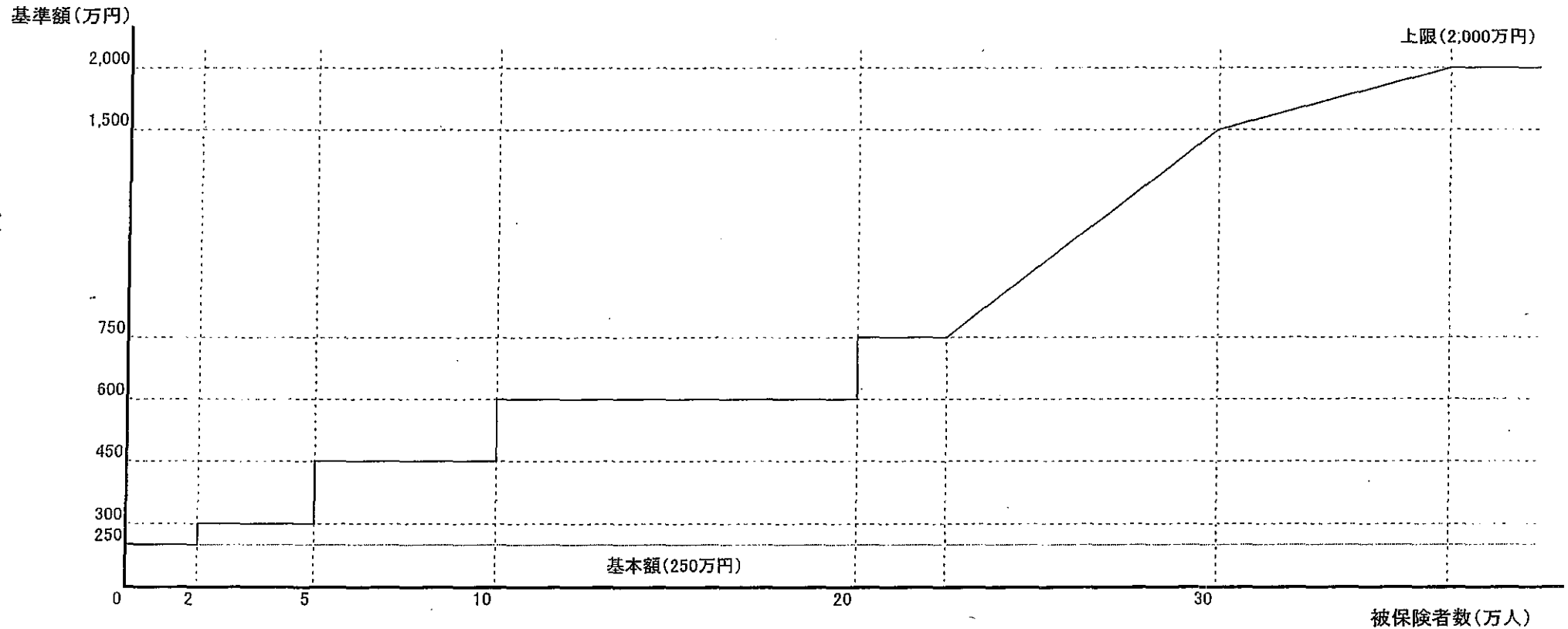
〈設定の考え方〉

○ 国保被保険者数の規模区分に応じた経費の見積額を複数の業者(2社)からとり、6段階の基準額を設定。

(注) 小規模保険者(被保険者数2万人未満)に対しては見積額の25%を、中規模保険者(被保険者数2万人以上20万人未満)に対しては、見積額の15%を大規模保険者(被保険者数20万人以上)に対しては見積額の12.5%を基準額として設定。

ただし、20万人以上30万人未満区分の市町村については、30万人以上の政令指定都市等との階差が大きいため、20万人を超える被保険者数の増加数に応じて、段階的となるよう調整。

また、30万人以上の市町村については、30万人を超える被保険者数に応じた額を加算。ただし、上限額を2,000万円とする。



該当市町村数	1,264	344	117	66	12	15
--------	-------	-----	-----	----	----	----

補助金交付の考え方について(案)

次に示した考え方については、1/2補助の場合であり、原則として厚生労働大臣が別に定める基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額に国庫補助率1/2を乗じた額(補助上限額)を50とした場合のケースである。

また、定額補助についても基本的な考え方は同様である。

なお、この考え方は市町村における平成18年度補正に係る予算編成を検討するための基本的な例を示したものであり、各々のシステム開発事業(住基情報等提供システム、後期高齢者医療制度保険料徴収システム開発、保険料徴収システム開発、医療制度改革に伴う市町村国保保険者システム改修)により、様々な組み合わせが想定される。

(1) 18年度交付の場合

いずれの場合も市町村において18年度補正予算での措置が前提。

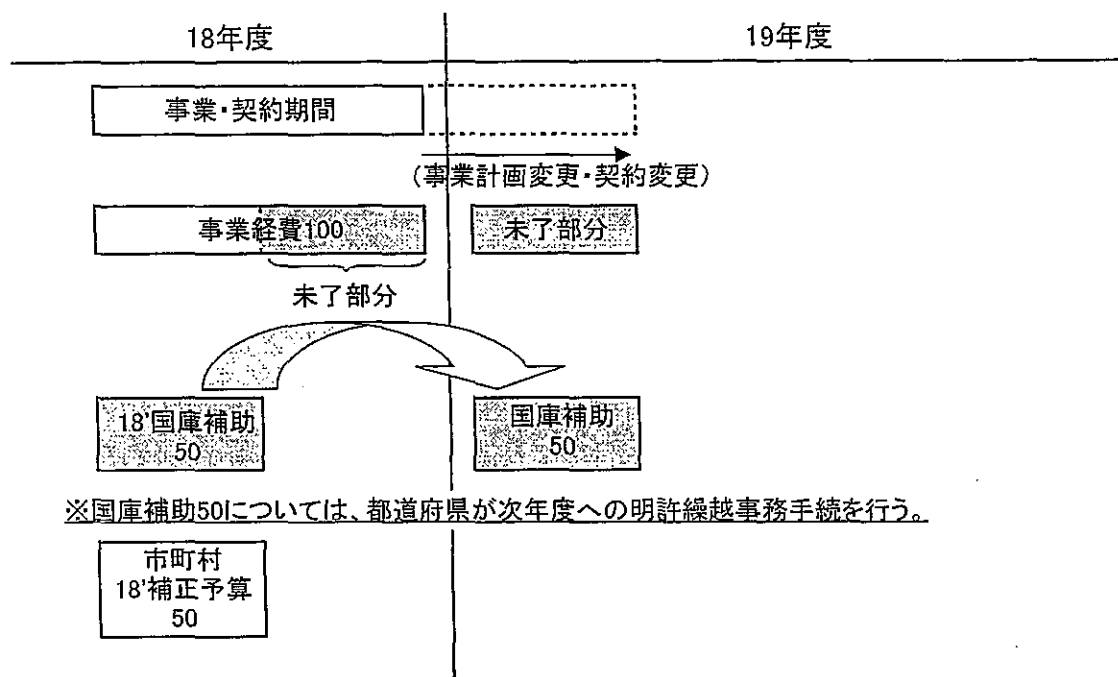
- ①年度内において国庫補助事業(以下「事業」という。)が完了する場合
(18年度内に交付決定・交付)

18年度	19年度
事業・契約期間	
事業経費 100	
18'国庫補助 50	
市町村 18'補正予算 50	

- ②事業を18年度と19年度に亘り実施するが、契約を工程毎(基本設計部分、詳細設計・プログラム作成部分等)に分けて行うことにより、平成18年度の事業が完了し、かつ国庫補助額が18年度事業経費以下の場合
(18年度内に交付決定・交付)

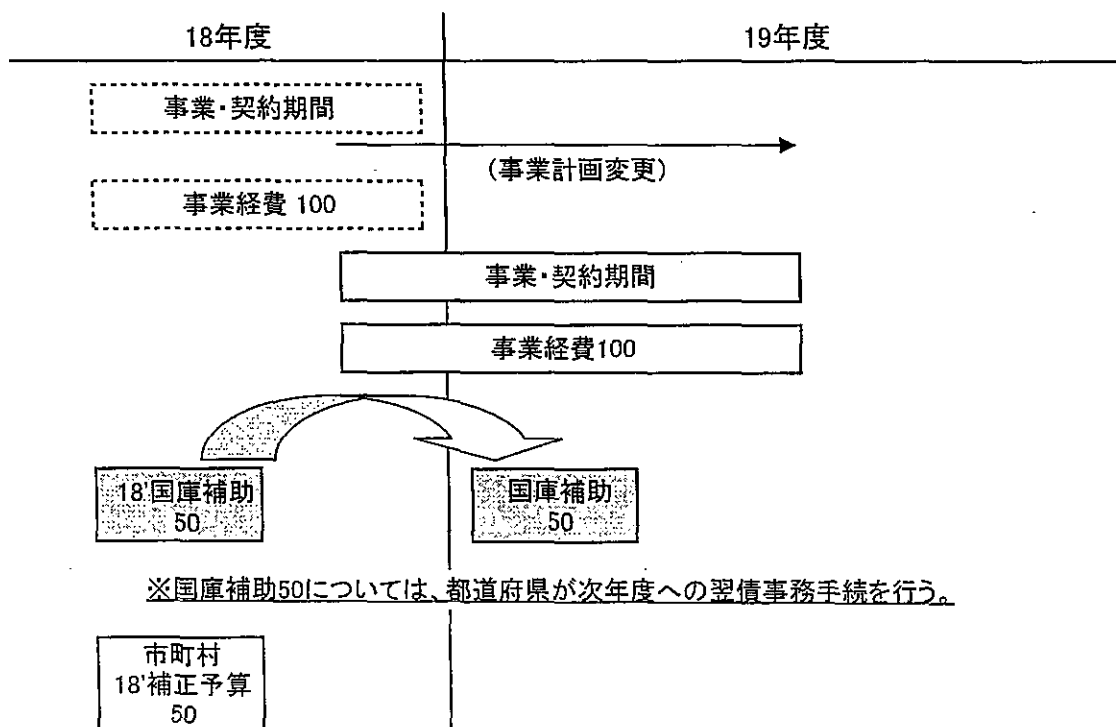
18年度	19年度
事業1・契約期間A	事業2・契約期間B
18年度事業経費 100	19年度事業経費 75
18'国庫補助 50	(市町村単独事業)
市町村 18'補正予算 50	市町村 19'当初予算 75

- ③年度内に事業が完了するものとして交付申請を行い、契約締結後、
開発を行ったが、年度内に事業が完了しなかった場合
(18年度内に交付決定のみ行い、19年度に交付)

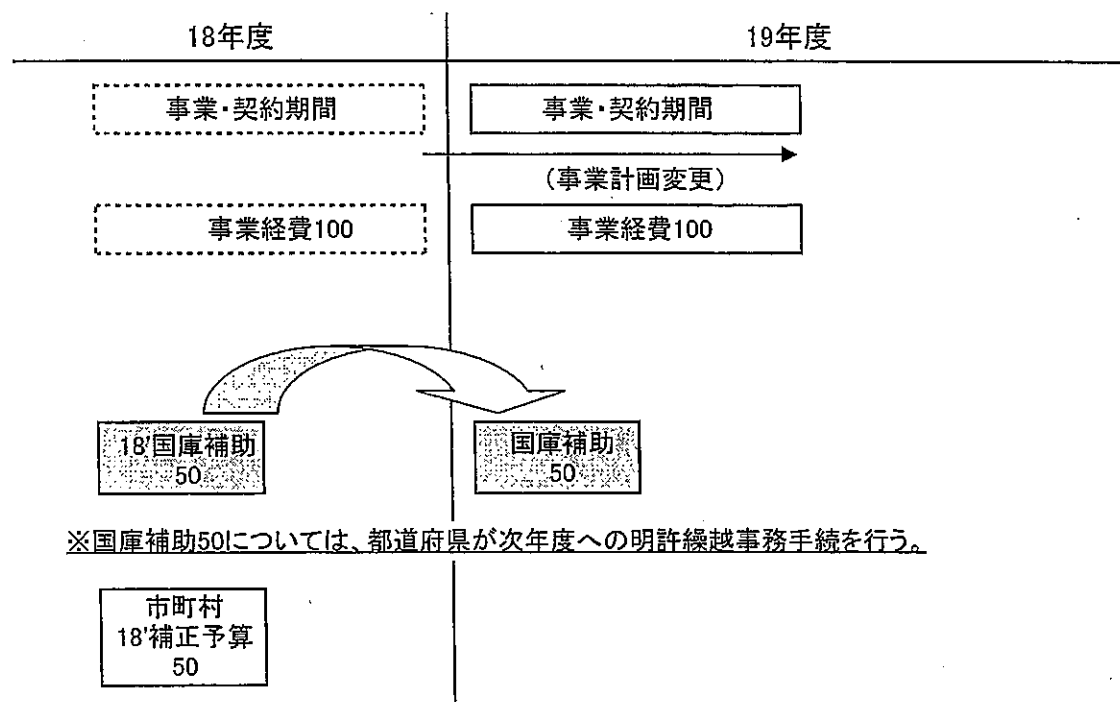


注)市町村の支払義務は事業完了後に発生する(精算払)とした場合。

- ④年度内において事業が完了するものとして、交付申請を行ったが、事業が
18年度中に完了しないことが明らかとなり、翌債手続きを行うことにより、
履行期限が次年度となる契約が可能である場合
(18年度内に交付決定のみ行い、19年度に交付)



- ⑤年度内において事業が完了するものとして、交付申請を行ったが、
契約ができなかった場合
(18年度内に交付決定のみ行い、19年度に交付)



☆原則として、上記に示した例によるものとし、例外として次頁以降に示す交付も検討しているが、各市町村においてはシステム開発期間を考慮し、18年度補正予算での措置に努められたい。

(2) 18年度と19年度の2度の交付を行う場合

市町村において18年度補正予算及び19年度予算の措置が前提。

○事業を18年度と19年度に亘り実施するが、契約を工程毎(基本設計部分、詳細設計・プログラム作成部分等)に分けて行い、かつ国庫補助額が18年度事業経費以上の場合

18年度	19年度
事業1・契約期間A	事業2・契約期間B
18年度事業経費 50	19年度事業経費 50
18'国庫補助 25	19'国庫補助 25
※厚生労働本省において財務本省へ繰越事務の手続(本省繰越)	
市町村 18'補正予算 25	市町村 19'当初予算 25

(3) 19年度交付の場合

市町村において19年度予算の措置が前提。

○19年度より事業を行う場合

18年度	19年度
	事業・契約期間
	総事業費 100
	19'国庫補助 50
※厚生労働本省において財務本省へ繰越事務の手続(本省繰越)	
	市町村 19'当初予算 50

事 務 連 絡
平成19年2月14日

各都道府県老人医療担当課
国民健康保険主管課
担当者 様

厚生労働省保険局

老人保健指導調整官
国民健康保険課財政第1係長

平成18年度後期高齢者医療制度創設準備事業費補助金申請に
かかる事前準備等について

標記については、平成18年2月6日に平成18年度補正予算が成立したことを踏まえ、事業実施要綱及び補助金交付要綱を追って通知する予定としておりますが、本補助金に係る諸手続きを円滑に進めるため、以下の事項について準備作業方、ご協力をお願いいたします。

1. 管内市町村における予算措置状況等の調査について

貴都道府県内の市町村における補正予算等の対応状況、交付申請予定について記入例を参照のうえ、別紙1（予算措置状況等調査票）を作成し、担当者宛て電子メールにて平成19年2月20日（火）までに提出願います。

なお、別紙1で記入する補助基準額については、以下に従って算出してください。（平成19年1月19日事務連絡の内容と変更ありません。）

(1) 住基情報等提供システム及び後期高齢者医療制度保険料徴収システムの開発に係る補助基準額（両システムの合計額）

- ① 基本額及び加算額の合計額を基準額とする。
ただし、基準額の上限を80,000千円とする。
- ② 基本額を6,200千円とする。
- ③ 各市町村の平成18年12月時点の人口（外国人登録者を含む。）に
加算単価を乗じて得た額を加算額とする。
加算単価は、以下のとおり

- | | |
|-------------------|-----|
| ・ 1万人までの部分 | 90円 |
| ・ 1万人を超え10万人までの部分 | 63円 |

- ・ 10万人を超え30万人までの部分 45円
- ・ 30万人を超える部分 36円

(2) 市町村国保保険者システム改修に係る基準額

被保険者数 2万人未満の保険者	2,500 千円
〃 2万人以上 5万人未満の保険者	3,000 千円
〃 5万人以上10万人未満 〃	4,500 千円
〃 10万人以上20万人未満 〃	6,000 千円
〃 20万人以上30万人未満 〃	7,500 千円※1
〃 30万人以上の保険者	15,000 千円※2

※1) 20万人を超える被保険者数に単価90円を乗じた額に6,000千円を加算した額と、基準額の7,500千円を比較して高い額。

※2) 30万人を超える被保険者数に単価15円を乗じた額を加算。
ただし、上限額を20,000千円とする。

また、平成18年度にて交付申請を予定している市町村及び市町村保険者については、この内容に基づいて内示額の通知を予定しており、交付申請に当たっては、当該内示額を交付申請書に添付する実施計画書の「基準額（厚生労働大臣の認める額）」欄に記入していただくことになります。

2. 交付決定額内訳表の作成等について

平成18年度後期高齢者医療制度創設準備事業費補助金の交付手続のため、当省において官庁会計データ通信システム（アダムス）へ債主コード等の登録が必要となることから、別紙2（記入要領参照）を作成し、交付申請書を提出する際に担当者宛て、電子メールにて提出していただくことになります。

提出期限につきましては、別途お知らせいたしますので、準備方よろしくお願ひします。

〔照会・連絡先及び交付申請書の提出先〕

厚生労働省保険局高齢者医療制度施行準備室

加藤、半間

メール：hamma-wataru@mhlw.go.jp

国民健康保険課

高市、神谷

メール：kamitani-masami@mhlw.go.jp

TEL 代表) 03-5253-1111

内線) 3229、3196（高齢者医療制度施行準備室）

3256（国民健康保険課）

FAX 03-3504-1210

予算措置状況等調査票(市町村分)

都道府県名

市町村名	市町村における予算措置(予定)状況		人口 (A)	補助基準額 (B)	18' 補正での対応の場合			19' 予算での対応の場合			備考
	18' 補正	19' 予算			18' 支出 予定額 (C)	国庫補助 基本額 (D)	国庫補助 予定額 (E)	19' 支出 予定額 (F)	国庫補助 基本額 (G)	国庫補助 予定額 (H)	
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
28											
29											
30											
合計											

- この調査票については管内市町村全てについて記入すること。
- 「市町村における予算措置状況」欄は該当するものに○印を記入すること。(18'、19'にて予算措置し、両年度にて申請する場合は両年度ともに○印を記入すること)
また、交付申請を予定していない市町村については、×印を記入すること。
- (A)欄は平成18年12月1日時点の人口(外国人登録者含む。)を記入すること。
- (B)欄は当該事務連絡、1/19日付事務連絡で示した補助基準額を記入すること。
- (C)欄は18年度の支出予定額(見積額)を記入すること。
- (D)欄は(B)欄と(C)欄を比較していずれか少ない方の額を記入すること。
- (E)欄は(D)欄に2分の1を乗じて得た額を記入すること。(1,000円未満切捨て)
- (F)欄は19'支出予定額(見積額)を記入すること。(19'の支出予定額が判明していない場合は(B)欄の額を記入すること)
- (G)欄は(B)欄と(F)欄を比較していずれか少ない方の額を記入すること。
また、18'、19'両年度にて申請を行う場合は(B)欄から(D)欄を差し引いた額と(F)欄を比較し、いずれか低い額を記入すること。
- (H)欄は(G)欄に2分の1を乗じて得た額を記入すること。(1,000円未満切捨て)
- 「備考」欄は、参考となるべき事項を適宜記入すること。

【 記 入 例 】
予算措置状況等調査票(市町村分)

都道府県名 ○○県

市町村名		市町村における予算措置(予定)状況		人口 (A)	補助基準額 (B)	18' 補正での対応の場合			19' 予算での対応の場合			備考	
		18' 補正	19' 予算			18' 支出 予定額 (C)	国庫補助 基本額 (D)	国庫補助 予定額 (E)	19' 支出 予定額 (F)	国庫補助 基本額 (G)	国庫補助 予定額 (H)		
1	A村	○		4,235	6,581,150	7,213,210	6,581,150	3,290,000					
2	B町	○	○	12,432	7,253,216	3,825,124	3,825,124	1,912,000	4,238,325	3,428,092	1,714,000		
3													
4		※別紙2の作成が必要。 两年度にまたがり予算措置がなされ、 两年度で交付申請を行う場合				19' 支出予定額(見積額)が 判明している場合							
5	E市		○	223,523	18,328,535				19,000,000	18,328,535	9,164,000		
6						19' 支出予定額(見積額)が 判明していない場合 →補助基準額を記入							
7													
8	H市		○	802,352	39,854,672				39,854,672	39,854,672	19,927,000		
9													
10	J市		○	3,253,245	80,000,000				80,006,254	80,000,000	40,000,000	19.6補正にて対応の予定	
上限額													
28	交付申請を予定していない市町村の記入例											参考となるべき事項の記入	
29	Z市	×	×	22,352	7,878,176								
30													
合計													

- この調査票については管内市町村全てについて記入すること。
- 「市町村における予算措置状況」欄は該当するものに○印を記入すること。(18'、19'にて予算措置し、两年度にて申請する場合は两年度ともに○印を記入すること)
また、交付申請を予定していない市町村については、×印を記入すること。
- (A)欄は平成18年12月1日時点の人口(外国人登録者含む。)を記入すること。
- (B)欄は当該事務連絡、1/19日付事務連絡で示した補助基準額を記入すること。
- (C)欄は18年度の支出予定額(見積額)を記入すること。
- (D)欄は(B)欄と(C)欄を比較していずれか少ない方の額を記入すること。
- (E)欄は(D)欄に2分の1を乗じて得た額を記入すること。(1,000円未満切捨て)
- (F)欄は19'支出予定額(見積額)を記入すること。(19'の支出予定額が判明していない場合は(B)欄の額を記入すること)
- (G)欄は(B)欄と(F)欄を比較していずれか少ない方の額を記入すること。
- また、18'、19'两年度にて申請を行う場合は(B)欄から(D)欄を差し引いた額と(F)欄を比較し、いずれか低い額を記入すること。
- (H)欄は(G)欄に2分の1を乗じて得た額を記入すること。(1,000円未満切捨て)
- 「備考」欄は、参考となるべき事項を適宜記入すること。

※市町村保蔵者についても、上記を参考に記入してください。

予算措置状況等調査票(市町村保険者分)

都道府県名

保険者名		市町村における予算措置(予定)状況		被保険者数 (A)	補助基準額 (B)	18' 補正での対応の場合		19' 予算での対応の場合		備考
		18' 補正	19' 予算			18' 支出 予定額 (C)	国庫補助 予定額 (D)	19' 支出 予定額 (E)	国庫補助 予定額 (F)	
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
27										
28										
29										
30										
合計										

- この調査票については管内市町村保険者全てについて記入すること。
- 「市町村における予算措置状況」欄は該当するものに○印を記入すること。(18'、19'にて予算措置し、両年度にて申請する場合は両年度ともに○印を記入すること)
また、交付申請を予定していない市町村保険者については、×印を記入すること。
- (A)欄は平成18年の年間平均被保険者数を記入すること。
- (B)欄は当該事務連絡、1/19日付事務連絡で示した補助基準額を記入すること。
- (C)欄は18年度の支出予定額(見積額)を記入すること。
- (D)欄は(B)欄と(C)欄を比較していずれか少ない方の額を記入すること。(1,000円未満切捨て)
- (E)欄は19'支出予定額(見積額)を記入すること。(19'の支出予定額が判明していない場合は(B)欄の額を記入すること)
- (F)欄は(B)欄と(E)欄を比較していずれか少ない方の額を記入すること。
また、18'、19'両年度にて申請を行う場合は(B)欄から(D)欄を差し引いた額と(E)欄を比較し、いずれか低い額を記入すること。(いずれも1,000円未満切捨て)
- 「備考」欄は、参考となるべき事項を適宜記入すること。